総 行 行 第 6 4 号 平成 2 8 年 4 月 5 日

各都道府県知事 殿 (契約担当課、市町村担当課扱い) 各都道府県議会議長 殿 (議会事務局扱い) 各指定都市市長 殿 (契約担当課扱い) 各指定都市議会議長 殿 各指定都市議会議長 殿 (議会事務局扱い)

総務省自治行政局長

公共工事の迅速かつ円滑な発注等について

平成28年3月29日、平成28年度予算が成立し、できる限り年度前半に効果を発揮させる観点から、「平成28年度予算の早期実施について」(平成28年4月5日付け総財務第73号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長あて総務大臣通知)によりその早期執行を要請したところです。

平成28年度予算の早期執行のためには、これに先立って、平成27年度補正 予算に盛り込まれた施策が順次実施されているところであり、まずは、その執行 を着実に行うことが求められます。

このことに関し、公共工事の円滑かつ適正な施工について、「公共工事の円滑な施工確保について」(平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長あて総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長通知)により要請したところですが、特に下記事項にご留意いただき、積極的に取り組まれますよう、改めてお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長 及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。 なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札契約手続の効率化等について

入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に基づき契約すること等により、事務の改善及び効率化に努めること。

2. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。